

誓約書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所
氏名

家畜改良増殖法第十七条第一項又は第二項第三号若しくは第四号に該当していないことを誓約いたします。

(参考) 家畜改良増殖法

第一七条第一項

この法律、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）、獣医師法、獣医療法（平成四年法律第四十六号）若しくは家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者には、前条第一項の免許を与えない。

第一七条第二項

一～二 （略）

三 家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者（前項に規定する者を除く。）

四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した者（前項に規定する者を除く。）